

# 苦情処理等の報告について

平成20年2月7日  
苦情処理調査部会

平成19年度 苦情調査処理状況一覧

	(H19)苦情1	(H19)苦情2
申出人	A	B
申出日	平成19年4月3日	平成19年5月8日
実施機関	教育委員会(教育振興部教職員課)	知事(健康福祉部保険指導課)
苦情の内容	<p>千葉県教育委員会は職員をして「情報公開条例に全ては書いていない」と主張し、独自に公開非公開の判断を行い、同一情報について、ある場合には開示し、その余の場合には開示しないなど恣意的工作を行っている。</p> <p>もしもこのような行為が許されるなら、千葉県において情報公開制度は成立しなくなる。千葉県情報公開推進会議の真摯で公正な判断と迅速な是正措置が必要である。</p>	<p>不開示決定をすると異議申立てされ、その理由で県職員の不法行為が明らかになるため、却下決定しようと、条例第7条第2項(補正要求)を悪用している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 形式上の不備がないのに補正要求した。</li> <li>2 開示請求対象の行政文書でない文書を特定させようとした。</li> <li>3 補正に必要な相当の期間を設けなかった。</li> <li>4 国保指導室が両方担当なのに介護保険室を担当にした。</li> </ol>
調査委員	菅野委員、井上委員、伊藤委員	伊藤委員
調査の状況		平成19年6月11日(実施機関からの書面受付)
苦情処理部会 審議状況	平成19年4月10日(処理方針の検討) 平成19年4月23日(処理方針の検討)	平成19年6月29日(処理方針の検討)
処理結果通知	平成19年5月7日	平成19年7月5日
処理結果	<p>本件苦情は、千葉県情報公開条例に基づく行政文書部分開示決定に係る不開示の判断に対する苦情と解されることから、行政不服審査法による不服申立てをすることができるものに係る苦情であり、情報公開推進会議が担任する苦情として処理することは適当でない判断する。</p>	<p>調査の結果、今回の補正の求めは、保険指導課において、開示請求に係る行政文書を特定することができないため、開示請求の趣旨を満たすと思われる文書を申出人に示して行ったことが認められる。よって、「補正要求の悪用」があったとする事実は確認できず、保険指導課及び政策法務課の事務処理に不適正な点は認められなかった。</p> <p>補正に要した日数は開示決定等の期間に算入されないものであるから、5月9日の当初の決定期限を厳守しようとしたという説明に合理的理由はなく、また、5月3日から6日までは休日であったことをかんがみても、補正の求めで回答に必要な相当の期間を設けていたとは到底認められない。</p> <p>よって、この点については不適正な事務処理があったことが認められ、今後の事務処理において改善すべきものとする。したがって、保険指導課に対し、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。</p>

平成19年度 苦情調査処理状況一覧

	(H19)苦情3	(H19)苦情4
申出人	B	B
申出日	平成19年6月8日	平成19年6月17日
実施機関	知事(健康福祉部保険指導課)	知事(農林水産部安全農業推進課)
苦情の内容	<p>補正要求の不要な請求に対し、職権濫用をして補正要求を故意にしている。</p> <p>同じ内容の請求を千葉県監査委員に対してもしたが、記載内容で特定ができるとして補正要求がないのに、担当課があわよくば却下しようと、そうでなくても時間稼ぎをするため、職権濫用して補正要求した。</p>	<p>開示する行政文書が1時間で閲覧できないのに開示日時を午後4時として閲覧させない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 非常識な対応は、中山間地域等直接支払交付金等の不正受給を隠ぺいするため情報公開の趣旨に反する。</li> <li>2 その後も見せようとししない。</li> <li>3 立会わなければ見せないとしている。総合窓口職員の立会いでも可能とししない。</li> <li>4 不正隠しのために情報公開・個人情報センターの職員も加担している。</li> </ol>
調査委員	菅野委員	菅野委員
調査の状況	<p>平成19年7月20日(実施機関からの書面受付)</p> <p>平成19年8月1日(実施機関からの書面受付)</p>	平成19年7月19日(実施機関からの書面受付)
苦情処理部会 審議状況	<p>平成19年6月29日(処理方針の検討)</p> <p>平成19年8月31日(処理方針の検討)</p>	<p>平成19年6月29日(処理方針の検討)</p> <p>平成19年8月31日(処理方針の検討)</p>
処理結果通知	平成19年9月20日	平成19年9月20日
処理結果	<p>実施機関の説明及び開示請求書を確認したところ、今回の補正の求めは、保険指導課において開示請求に係る行政文書を特定することができないため、補正を行ったものであると認められる。よって、却下や時間稼ぎをするために補正を行った事実は確認できず、保険指導課の事務処理に不適正な点は認められなかった。</p> <p>なお、開示請求書の記載内容から開示請求する行政文書の件名又は内容が明確ではない場合には、県民の行政文書を開示する権利を確保するため、また、行政文書の開示に応じなければならない義務を誠実に履行するため、実施機関は補正を求めるものである。開示請求者においても、請求の趣旨を明らかにして開示請求を行うとともに、仮に開示請求の趣旨が明確でなく実施機関が補正を求めた場合には行政文書の特定に協力を願うものである。</p>	<p>開示日時を午後4時として閲覧させないとの苦情について、申出人は、開示時間は1時間では足りないとし、実施機関は申出人の過去の開示時の例から1時間は妥当としているとの申出人と実施機関の認識の違いから生じるものである。よって、「閲覧をさせない」とする事実は確認できず、実施機関の事務処理は不適正とまでは認められなかった。</p> <p>開示日時の指定については、指定された日時に来庁できないときは、請求者の都合及び担当課職員の対応可能な別の日時を改めて指定することになっている。このことから、開示請求者の希望があれば、開示指定日時の変更は当初から可能でありまた、実施機関は、開示請求者が閲覧時間の不足による再閲覧を希望すれば、誠実に対応するとしている。よって、「その後も見せようとししない」とする事実は確認できず、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。</p> <p>なお、開示日時の調整については、開示請求者と実施機関の双方が協力して行うものであり、当推進会議としては、申出人、実施機関の双方に努力を求めたい。</p>

平成19年度 苦情調査処理状況一覧

	(H19)苦情5	(H19)苦情6
申出人	B	B
申出日	平成19年9月5日	平成19年10月5日
実施機関	知事(総務部政策法務課)	知事(総務部政策法務課)
苦情の内容	情報公開・個人情報センター窓口で、H19.8.1付け開示請求書を提出し、担当課毎に開示決定を求めたのに不在の担当課から回答なし。	H19.9.5に法定受託事務の同意書と受託料をもらっている書類について開示請求したが、担当課の窓口担当にそれぞれについて開示決定をするよう伝えたのに、片方についての開示決定しか通知されない。
調査委員	井上委員、大戸委員	井上委員、大戸委員
調査の状況	平成19年11月9日(申出人からの書面受付)	平成19年11月9日(申出人からの書面受付)
	平成19年11月26日(実施機関からの書面受付)	平成19年11月26日(実施機関からの書面受付)
苦情処理会 審議状況	平成19年12月3日(処理方針の検討)	平成19年12月3日(処理方針の検討)
処理結果通知	平成19年12月18日	平成19年12月18日
処理結果	<p>開示請求書を確認したところ、開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄には「H12年度以降法定受託事務の同意した課の受託料をもらっていることがわかる書類(同意書とその受託料が対象)」とあり、開示請求書の文言から同意書及びその受託料に係る行政文書を作成・保有している課を確認し、担当課としたとの実施機関の説明に、特段不合理な点は認められなかった。</p> <p>よって、実施機関の事務処理は不適正とはいえない。また、申出人が主張する不法行為の隠蔽等の事実についても、申出人は、具体的な主張をしておらず、事実を確認することはできなかった。</p>	<p>開示決定等の通知書を確認したところ、開示請求に係る2種類の行政文書のうち、一部の課はそれぞれ開示決定等をしていることが、その他の課は作成・保有しているものについてのみ開示決定等をしたことが認められた。</p> <p>このことについて、実施機関は、「開示請求書に『(同意書又はその受託料が対象)』とあったので、特に指示したわけではないが、担当課で作成・保有している行政文書のみを開示を求める趣旨であると解釈している。」と説明している。</p> <p>以上のとおり、「片方しか開示決定がされない」との苦情については、開示請求についての双方の認識の違いから生じたものであり、実施機関が故意に不開示決定をしなかったものとは認められない。よって、実施機関の事務処理は不適正とはいえない。</p>

平成19年度 苦情調査処理状況一覧

	(H19)苦情7	(H19)苦情8
申出人	B	B
申出日	平成19年10月9日	平成19年10月11日
実施機関	知事(総務部政策法務課)	選挙管理委員会
苦情の内容	H19.10.9 付行政文書開示請求書を提出するのに不開示決定通知書を発行しないことの理解を窓口の担当者が強要。	<p>不法行為をいかに隠すかに時間をとられ、平成19年8月25日付行政文書開示決定書を決裁しようとしないうとしない。</p> <p>承知して決裁しようせず、書記長専決だからと選管委員長が知らないことにするため決裁を故意に期限内にしようとしないうとしない。</p> <p>1. 平成19年4月22日執行鋸南町長選挙の審査申立てで事務局の重大かつ明らかな事実誤認の調査結果を隠すためにどうするか結論が出ず決定をしない。</p> <p>2. 選管委員長に事務局職員が報告しようとしないうとしないことを直訴しても決定を期限内にしない。</p>
調査委員	井上委員、大戸委員	伊藤委員
調査の状況	平成19年11月9日(申出人からの書面受付)	平成19年11月9日(申出人からの書面受付)
	平成19年11月26日(実施機関からの書面受付)	平成19年11月29日(申出人からの書面受付)
	平成19年11月26日(実施機関からの書面受付)	平成19年11月26日(実施機関からの書面受付)
苦情処理会審議状況	平成19年12月3日(処理方針の検討)	平成19年12月3日(処理方針の検討)
処理結果通知	平成19年12月18日	平成19年12月18日
処理結果	<p>実施機関は、「知事及び教育委員会の各実施機関あてに開示請求がされていることから知事及び教育委員会は、それぞれの実施機関内で開示請求に対応する課を特定したことを説明した。」と説明する。</p> <p>実施機関は、開示請求の担当課について説明したのであり、「不開示決定通知書を発行しないことの理解を強要」したとまでは認められず、実施機関の対応に不適正な点は認められなかった。(苦情5～7について)</p> <p>苦情5及び苦情6について、実施機関は、開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の記載内容から開示請求に係る行政文書を作成・保有している課を担当課として特定したと説明しているが、申出人は、苦情申出書及び調査に対する回答から不開示決定を求めているものと解され、開示請求についての双方の認識の違いから苦情の申出に至ったものと考えられる。</p> <p>当推進会議は、実施機関及び申出人に対し、積極的な請求の趣旨の確認と実施機関が適正な判断に基づく情報公開制度の運用が図られるようにするための協力を求めるものである。</p>	<p>実施機関の説明及び申出人への通知等を確認したところ、平成19年8月25日付け開示請求に対し、平成19年9月26日付け千選管第311号で補正を求めていること及び平成19年10月12日付け千選管第321号で開示請求却下通知書が送付されたことが認められた。</p> <p>また、実施機関は、開示決定等の期間の満了日である平成19年9月26日に補正を求めたことについて、「政治資金収支報告書及び添付書類等の開示請求があったこと。その他にも選挙争訟関係事務、政治資金収支報告書の要旨公表の準備事務等8月から9月にかけて例年でない事務が重なったことによるもの。」と説明している。</p> <p>以上のとおり、実施機関の事務処理に不適正な点は認められない。</p> <p>その他、申出人が主張する隠蔽等の事実についても、実施機関の事務処理に不適正な点は確認することはできなかった。</p>

平成19年度 苦情調査処理状況一覧

	(H19)苦情9	(H19)苦情10
申出人	B	B
申出日	平成19年11月16日	平成19年12月3日
実施機関	知事(農林水産部安全農業推進課)	知事(総務部政策法務課)
苦情の内容	<p>不正を不適切と変更すれば文書の特定ができるとしながら補正しても開示決定しない(H19 10月開示請求分)                      開示決定通知がこない。                      房日新聞やきよなん議会だよりで不適切(正)な交付金と周知されているのに開示決定をしようとしていない。</p>	<p>県職員に不都合な開示請求書をFAXした場合破棄される。                      平成19年12月3日に平成19年10月12日付千選管宛行政文書開示請求書(FAX)の写し(控)がないので問い合わせしたところ受付されていなかった。FAX済は確認済                      受付窓口(センター)では県職員に不都合な請求と思われる開示請求を担当課に送らないようにしている。</p>
調査委員	菅野委員	井上委員、大西委員
調査の状況	平成19年12月13日(実施機関からの書面受付)	
苦情処理部会 審議状況	平成19年12月3日(苦情処理調査部会で審議) 平成19年12月21日(処理方針の検討)	
処理結果通知	平成19年12月28日	
処理結果	<p>実施機関の説明及び開示請求却下通知書等を確認したところ、今回の苦情は、開示請求却下通知書の送付後に申出がされ、申出人は申出書において「開示決定通知がこない」と述べていることから、開示決定等がされなかったことについての苦情と認められる。                      よって、行政不服審査法による不服申立てをすることができるものに係る苦情と解され、情報公開推進会議が担任する苦情として処理することは適当ではないものと判断する。</p>	

平成19年度 苦情調査処理状況一覧

	(H19)苦情11	
申出人	B	
申出日	平成19年12月4日	
実施機関	知事(農林水産部安全農業推進課)	
苦情の内容	<p>情報公開の手続処理について担当者が理解しておらず、対象文書の内容についての記載表現の相談に応じない。                  不適切な交付が明らか(過去の開示請求で写しの交付を同課よりされている。)なのに不適切の表現を認めたくないため相談に応じようとしません。</p>	
調査委員	伊藤委員、越智委員	
調査の状況		
苦情処理会 審議状況		
処理結果通知		
処理結果		

平成19年度 苦情調査処理状況一覧

	その他1	
申出人	A	
申出日	平成19年7月30日	
実施機関		
苦情の内容	<p>・貴会議が行う苦情に対する対処方法は、苦情を申立てた者からその実情を聞くことをせず、行政側からだけ苦情に関する説明を受け処理を行う。これでは当該処理は、行政の代弁機関に墮落するといわざるを得ない。</p> <p>・私は3度の苦情を行いまた意見書も提出したが、ただの一度も事情や背景の説明機会を与えられていない。・苦情申立てに対する決定等の文書作成作業は行政にゆだねられており、このような実態からも貴会議が行政に不利な裁定を下すことは、普通に考えれば最初から予定されていない。</p> <p>・貴会議は真に市民の立場に立って苦情の処理及びその他の活動を行うべきである。</p>	
調査委員		
調査の状況		
苦情処理会 審議状況		
処理結果通知		
処理結果	平成19年8月2日、平成19年度第2回情報公開推進会議に報告	



第4号様式(第9条第1号)

処 理 結 果 通 知 書

情公推 第 15 号

平成19年9月20日

様

千葉県情報公開推進会議

会長 多賀谷 一照

平成19年6月8日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので、通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容 (19) 苦情事案3 補正要求の不要な請求に対し、職権濫用をして補正要求を故意にしている。 同じ内容の請求を千葉県監査委員に対してもしたが、記載内容で特定ができるとして補正要求がないのに、担当課があわよくば却下しようと、そうでなくても時間稼ぎをするため、職権濫用して補正要求(H19.6.1 付け保指第228号)した。</p> <p>2 調査の概要 平成19年6月 8日 苦情の申出書の受付け 平成19年7月 5日 実施機関への書面による調査 平成19年7月20日 実施機関(監査委員)から調査回答書受付け 平成19年8月 1日 実施機関(保険指導課)から調査回答書受付け 平成19年8月31日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理結果 (1) 補正を求めたことについて ア 実施機関に調査を行ったところ、保険指導課からは、鋸南町は条例に従って事務処理を行い、国保運営協議会に諮問したうえ、議会の承認を経て各賦課総額の決定を行っているものと考えており、「額の確認を行うことなく支出してよい根拠」とはどのような文書か不明であったため補正を求めたとの説明があった。 イ 実施機関の説明及び開示請求書を確認したところ、今回の補正の求めは、保険指導課において開示請求に係る行政文書を特定することができないため、補正を行ったものであると認められる。よって、却下や時間稼ぎをするために補正を行った事実は確認できず、保険指導課の事務処理に不適正な点は認められなかった。</p>
------	---

	<p>ウ 監査委員からは、監査委員の事務処理上、本件請求に係る行政文書を保有しているとするれば、定期監査及び住民監査請求に関する文書として保有している場合に限られることから、本件請求に係る行政文書を保有しているかどうかを調査することが可能な記載であったため補正を求めなかったものであるとの説明があった。</p> <p>エ これらの調査結果から、申出人が主張する担当課職員の職権濫用について実施機関の事務処理に不適正な点を確認することはできなかった。</p> <p>(2) その他</p> <p>開示請求書の記載内容から開示請求する行政文書の件名又は内容が明確ではない場合には、県民の行政文書を開示する権利を確保するため、また、行政文書の開示に応じなければならない義務を誠実に履行するため、実施機関は補正を求めるものである。</p> <p>開示請求者においても、請求の趣旨を明らかにして開示請求を行うとともに、仮に開示請求の趣旨が明確でなく実施機関が補正を求めた場合には行政文書の特定に協力を願うものである。</p>
調査委員	苦情処理調査部会 調査委員 菅野 泰

苦情の番号は苦情処理の都合上、当推進会議で便宜的に付したものです。

第4号様式(第9条第1項)

処 理 結 果 通 知 書

情公推 第 16 号

平成19年9月20日

様

千葉県情報公開推進会議

会長 多賀谷 一照

平成19年6月17日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容 (H19)苦情4 開示する行政文書が1時間で閲覧できないのに開示日時の時間を午後4時として閲覧させない。 (1) 非常識な対応は、中山間地域等直接支払交付金等の不正受給を隠ぺいするため情報公開の趣旨に反する。 (2) その後も見せようとしなない。 (3) 立ち会わなければ見せないとしている。総合窓口職員の立会いでも可能としようとしなない。 (4) 不正隠しのために情報公開・個人情報センターの職員も加担している。</p> <p>2 調査の概要 平成19年6月17日 苦情の申出書の受付け 平成19年7月 5日 実施機関への書面による調査 平成19年7月19日 実施機関から調査回答書受付け 平成19年8月31日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理結果 (1) 「開示日時の時間を午後4時として閲覧させない」との主張について ア 実施機関(安全農業推進課)に調査を行ったところ、「平成19年1月4日付け開示請求に対して、平成19年3月16日午後3時30分から5時15分までの1時間45分間閲覧の対応をした。開示(閲覧)日時については、以前、申出人から同様の行政文書など105件について開示を実施した際の状況に鑑み、申出人に対しては2名以上での対応が必要であること、本件請求に係る行政文書については1時間程度を妥当な閲覧時間として判断したことから、午後4時に設定した。」との説明があった。 イ 開示日時を午後4時として閲覧させないとの苦情については、申出人は開示文書</p>
------	---

	<p>の開示時間は1時間ではできないとし、実施機関は申出人の過去の開示時の例から1時間は妥当としているとの認識の違いから生じるものである。よって、「閲覧をさせない」とする事実は確認できず、実施機関の事務処理は不適正とまでは認められなかった。</p> <p>(2) 「その後も見せようとしなさい」との主張について</p> <p>ア 実施機関から「閲覧時間の不足や再閲覧の要望の意思表示を受けていない。」との説明があった。</p> <p>イ 開示日時の指定については、千葉県情報公開条例第12条及び知事が保有する行政文書の開示等に関する規則第3条の規定により、行政文書開示決定通知書等に開示を実施する日時及び場所を記載し通知することとし、指定された日時に来庁できないときは、請求者の都合及び担当課職員の対応可能な別の日時を改めて指定することになっている。</p> <p>このことから、開示請求者の希望があれば、開示指定日時の変更は当初から可能であり、また、実施機関は、開示請求者が閲覧時間の不足による再閲覧を希望すれば、誠実に対応するとしている。よって、「その後も見せようとしなさい」とする事実は確認できず、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。</p> <p>ウ なお、開示日時の調整については、開示請求者と実施機関の双方が協力して行うものであり、当推進会議としては、申出人、実施機関の双方に努力を求めたい。</p> <p>(3) その他</p> <p>申出人が主張する県職員の不法行為等については、実施機関の事務処理に不適正な点を確認することはできなかった。</p>
調査委員	苦情処理調査部会 調査委員 菅野 泰

苦情の番号は苦情処理の都合上、当推進会議で便宜的に付したものです。

第4号様式(第9条第1項)

処 理 結 果 通 知 書

情公推 第 2 2 号  
平成19年12月18日

様

千葉県情報公開推進会議  
会長 多賀谷 一照

平成19年9月5日付け、10月5日付け及び10月9日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p>(H19)苦情5：平成19年9月5日受付け 情報公開・個人情報センター窓口で平成19年8月1日付け開示請求書を提出し、担当課ごとに開示決定を求めたのに不存在の担当課から回答なし。</p> <p>(H19)苦情6：平成19年10月5日受付け H19.9.5に法定受託事務の同意書と受託料をもらっている書類について開示請求したが、担当課の窓口担当にそれぞれ開示決定するよう伝えたのに、片方についての開示決定しか通知されない。</p> <p>(H19)苦情7：平成19年10月9日受付け H19.10.9付け行政文書開示請求書を提出するのに不開示決定通知書を発行しないとの理解を窓口の担当者が強要。</p> <p>2 調査の概要</p> <table border="0"> <tr><td>平成19年 9月 5日</td><td>苦情申出書の受付け(苦情5)</td></tr> <tr><td>平成19年10月 5日</td><td>苦情申出書の受付け(苦情6)</td></tr> <tr><td>平成19年10月 9日</td><td>苦情申出書の受付け(苦情7)</td></tr> <tr><td>平成19年11月 8日</td><td>実施機関及び苦情の申出人への書面による調査(苦情5・6・7)</td></tr> <tr><td>平成19年11月 9日</td><td>苦情申出人からの書面受付け(苦情5・6・7)</td></tr> <tr><td>平成19年11月26日</td><td>実施機関から書面受付け(苦情5・6・7)</td></tr> <tr><td>平成19年12月 3日</td><td>苦情処理調査部会で審議(苦情5・6・7)</td></tr> </table> <p>3 処理結果</p> <p>(1)(H19)苦情5</p> <p>ア 申出人及び実施機関に調査を行ったところ、実施機関からは、「開示請求書の『開示請求する行政文書の件名又は内容』欄に記載された『法定受託事務の同意した課の受託料をもらっていることがわかる書類(同意書とその受託料が対象)』という文言から、法定受託事務を行うことに同意したことが確認できる課で受託料をもらっていることがわかる書類を保有す</p>	平成19年 9月 5日	苦情申出書の受付け(苦情5)	平成19年10月 5日	苦情申出書の受付け(苦情6)	平成19年10月 9日	苦情申出書の受付け(苦情7)	平成19年11月 8日	実施機関及び苦情の申出人への書面による調査(苦情5・6・7)	平成19年11月 9日	苦情申出人からの書面受付け(苦情5・6・7)	平成19年11月26日	実施機関から書面受付け(苦情5・6・7)	平成19年12月 3日	苦情処理調査部会で審議(苦情5・6・7)
平成19年 9月 5日	苦情申出書の受付け(苦情5)														
平成19年10月 5日	苦情申出書の受付け(苦情6)														
平成19年10月 9日	苦情申出書の受付け(苦情7)														
平成19年11月 8日	実施機関及び苦情の申出人への書面による調査(苦情5・6・7)														
平成19年11月 9日	苦情申出人からの書面受付け(苦情5・6・7)														
平成19年11月26日	実施機関から書面受付け(苦情5・6・7)														
平成19年12月 3日	苦情処理調査部会で審議(苦情5・6・7)														

	<p>る知事部局及び教育委員会の3課を担当課とした。このように複数の課が行政文書を作成している場合には、総合窓口で担当課を確認の上、担当課に開示請求書を送付しており、特に変わった処理を行ったわけではない。」との説明があった。一方、申出人は、「住民監査請求の証拠とならないよう故意に不開示決定や担当課がわからないようにした」と述べている。</p> <p>イ 開示請求書を確認したところ、開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄には「H12年度以降法定受託事務の同意した課の受託料をもらっていることがわかる書類（同意書とその受託料が対象）」とあり、開示請求書の文言から同意書及びその受託料に係る行政文書を作成・保有している課を確認し、担当課とした実施機関の説明に、特段不合理な点は認められなかった。</p> <p>ウ よって、実施機関の事務処理は不適正とはいえない。また、申出人が主張する不法行為の隠蔽等の事実についても、申出人は、具体的な主張をしておらず、事実を確認することはできなかった。</p> <p>(2) (H19)苦情6</p> <p>ア 申出人及び実施機関に調査を行ったところ、実施機関は、「開示請求書の『開示請求する行政文書の件名又は内容』欄には『法定受託事務の同意書 その受託料をもらっていることがわかる書類（同意書又はその受託料が対象）』と記載されていたことから、上記 又は のどちらかを作成・保有している千葉県教育委員会及び知事部局の各課を調査し、担当課を確認し、開示請求書を送付したもので、開示請求書を送付された課はそれぞれ開示決定等を行った。」と説明している。一方、申出人は、「不開示決定すると住民監査請求の証拠となるため、故意に組織ぐるみで隠蔽した。」と述べている。</p> <p>イ 開示決定等の通知書を確認したところ、開示請求に係る上記 及び の2種類の行政文書のうち、一部の課は 及び についてそれぞれ開示決定等をしていることが、その他の課は作成・保有しているものについてのみ開示決定等をしたことが認められた。</p> <p>ウ このことについて、実施機関は、「開示請求書に『（同意書又はその受託料が対象）』とあったので、特に指示したわけではないが、担当課で作成・保有している行政文書のみを開示を求める趣旨であると解釈している。」と説明している。</p> <p>エ 以上のとおり、「片方しか開示決定がされない」との苦情については、開示請求についての双方の認識の違いから生じたものであり、実施機関が故意に不開示決定をしなかったものとは認められない。よって、実施機関の事務処理は不適正とはいえない。</p> <p>(3) (H19)苦情7</p> <p>ア 申出人及び実施機関に調査を行ったところ、実施機関は、「知事及び教育委員会の各実施機関あてに開示請求がされていることから知事及び教育委員会は、それぞれの実施機関内で開示請求に対応する課を特定したことを説明した。」と説明している。</p> <p>イ これに対し、申出人は、「『センターでどう処理するか決める』と言ったことはおかしい、各課毎に一枚一枚の請求書なら対応すると言っていた。」と述べている。</p> <p>ウ 申出人及び実施機関の説明から、実施機関は、開示請求の担当課について説明したのであり、「不開示決定通知書を発行しないことの理解を強要」</p>
--	---

	<p>したとまでは認められず、実施機関の対応に不適正な点は認められなかった。</p> <p>4 その他</p> <p>苦情5及び苦情6について、実施機関は、開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の記載内容から開示請求に係る行政文書を作成・保有している課を担当課として特定したと説明しているが、申出人は、苦情申出書及び調査に対する回答から不開示決定を求めているものと解され、開示請求についての双方の認識の違いから苦情の申出に至ったものと考えられる。</p> <p>当推進会議は、実施機関及び申出人に対し、積極的な請求の趣旨の確認と実施機関が適正な判断に基づく情報公開制度の運用が図られるようにするための協力を求めるものである。</p>
調査委員	苦情処理調査部会 調査委員 井上隆行 大戸優子

苦情の番号は苦情処理の都合上、当推進会議で便宜的に付したものです。

第4号様式(第9条第1項)

処 理 結 果 通 知 書

情公推 第 2 3 号  
平成19年12月18日

様

千葉県情報公開推進会議  
会長 多賀谷 一照

平成19年10月11日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容 (H19)苦情8:平成19年10月12日受付け 不正行為をいかに隠すかに時間をとられ、平成19年8月25日付行政文書開示決定書を決裁しようとしな。い。 承知して決裁しようとしな。せず、書記長専決だからと選管委員長が知らないことにするため決裁を故意に期限内にしな。うとしな。い。 1.平成19年4月22日執行鋸南町長選挙の審査申立てで事務局の重大かつ明らかな事実誤認の調査結果を隠すためにどうするか結論が出ず決定をしな。い。 2.選管委員長に事務局職員が報告しようとしな。いことを直訴しても決定を期限内にしな。い。</p> <p>2 調査の概要 平成19年10月12日 苦情申出書の受付け 平成19年11月 8日 実施機関及び申出人への書面による調査 平成19年11月 9日 申出人から書面受付け 平成19年11月26日 実施機関から書面受付け 平成19年12月 3日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理結果 (1) 申出人及び実施機関に調査を行ったところ、実施機関からは、「苦情8に係る開示請求書の『開示請求する行政文書の件名又は内容』欄の記載から申出人がどのような文書を求めているのか不明であったため、千葉県情報公開条例第7条第2項の規定により、平成19年9月26日付け千選管第311号で、平成19年10月11日までに書面で補正するよう求めたが、回答がなかったため翌10月12日に開示請求の却下をし、同日付けで通知書を送付した」との説明があった。一方、申出人は、調査の回答で「実施機関から連絡等はなかった」と述べている。 (2) 実施機関の説明及び申出人への通知等を確認したところ、平成19年9月26日付け千選管第311号で補正を求めていること及び平成19年10月12日付け千選管第321号で開示請求却下通知書が送付されたこ</p>
------	--



	<p>とが認められた。</p> <p>(3) また、実施機関は、開示決定等の期間の満了日である平成19年9月26日に補正を求めたことについて、「政治資金収支報告書及び添付書類等の開示請求があったこと。その他にも選挙争訟関係事務、政治資金収支報告書の要旨公表の準備事務等8月から9月にかけて例年にない事務が重なったことによるもの。」と説明している。</p> <p>(4) 実施機関に対し、平成19年8月から9月の選挙管理委員会あての行政文書開示請求書の件数の確認を求めたところ、当該期間中に48件の請求があり、不開示決定を含め文書数で853件ほどの決定を行ったとのことであり、補正の求めが開示決定等の期間の満了日にされたことはやむを得なかったものと認められる。</p> <p>(5) 以上のとおり、実施機関の事務処理に不適正な点は認められない。 また、申出人が主張する隠蔽等の事実についても、実施機関の事務処理に不適正な点は確認することはできなかった。</p>
調査委員	苦情処理調査部会 調査委員 伊藤さやか

苦情の番号は苦情処理の都合上、当推進会議で便宜的に付したものです。

## 第4号様式(第9条第1項)

## 処 理 結 果 通 知 書

情公推 第 2 4 号  
平成19年12月28日

様

千葉県情報公開推進会議  
会長 多賀谷 一照

平成19年11月16日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容 (H19)苦情9:平成19年11月16日受付け 不正を不適切と変更すれば文書の特定ができるとしながら補正しても開示決定しない(H19 10月開示請求分) 開示決定通知がこない。 房日新聞やきよなん議会だよりで不適切(正)な交付金と周知されているのに開示決定をしようとしなない。</p> <p>2 調査の概要 平成19年11月16日 苦情申出書の受付け 平成19年12月 3日 苦情処理調査部会で審議 平成19年12月 5日 実施機関への書面による調査 平成19年12月13日 実施機関から書面受付け 平成19年12月21日 処理方針の検討</p> <p>3 処理結果 (1) 実施機関に調査を行ったところ、実施機関からは、「10月に申出人からあった開示請求は平成19年10月3日付け『千葉県中山間地域等直接支払交付金等(推進事業含む)の不正受給に関する一切の書類』1件である。この請求について、『開示請求する行政文書の件名又は内容』欄の記載からどのような文書を求めているのか不明であったため、平成19年10月10日付け安農第5026号で補正を求めた。この補正の求めに対し10月12日、申出人は口頭で補正をしたが、実施機関は補正がされても行政文書の特定が困難であると判断し、平成19年10月31日付け安農第5100号で開示請求却下通知書を送付した」との説明があった。 (2) 実施機関の説明及び開示請求却下通知書等を確認したところ、今回の苦情は、開示請求却下通知書の送付後に申出がされ、申出人は申出書において「開示決定通知がこない」と述べていることから、開示決定等がされなかったことについての苦情と認められる。 よって、行政不服審査法による不服申立てをすることができるものに係る苦情と解され、情報公開推進会議が担任する苦情として処理することは適当ではないものと判断する。</p>
調査委員	苦情処理調査部会 調査委員 菅野 泰

苦情の番号は苦情処理の都合上、当推進会議で便宜的に付したものです。

## 苦情処理調査部会の運営方針

### 1 苦情処理調査について

平成19年度第2回情報公開推進会議で、苦情処理調査部会に部会を構成する委員以外の住民の代表者等委員にも参加いただく方向で議論がされた。

これを受けて、平成19年8月31日に開催された平成19年度第2回苦情処理調査部会において、下記2のとおり部会としての今後の苦情処理の方針が決定された。

### 2 部会に關与する委員について

#### (1) 委員の選任について

ア 原則は情報公開推進会議委員の**名簿順に、部会に参加する旨事前に回答があった委員を選任**するものとする。

イ 部会への**参加の可否については、事前に委員に確認**するものとする。

#### (2) 委員の身分について

ア 苦情処理調査部会を構成する委員ではなく、**推進会議の委員として調査に關与**するものとする。

イ 調査を主として行うのは部会を構成する委員であり、住民の代表者等委員はサブ担当という位置付けとする。

要領第6条第2項は「苦情調査は、原則として、部会長が部会を構成する委員のうちから指名する委員が行うものとする」と規定している。
---

#### (3) 委員と申出人の利害關係の有無について

苦情申出や開示請求を一緒にやっていたなど、委員と苦情申出人の關係が強い場合は選任しないものとする。その他、利害關係の有無については苦情処理調査部会で検討するものとする。

#### (4) 住民の代表者等委員が關与する範圍について

ア 住民の代表者等委員は調査にあたるものとする。

イ なお、住民の代表者等委員の意見は尊重するが、**最終的な議決・判断は苦情処理調査部会が行うものとする。**

### 3 その他

(1) 部会終了後、運営方針等について会長の承認を得て、平成19年9月18日付けで各委員に対し部会への参加の有無を確認した結果、7名の委員から参加する旨の回答があった。

(2) 苦情の申出がされた場合には、調査に關与する推進会議の委員として部会長が案件ごとに名簿順に委員を選任する。

なお、案件によっては数名選任する場合や選任しない場合も考えられる。

## 苦情処理調査部会に参加する住民の代表等委員

(平成19年9月28日現在)

区分	氏名	所属団体名・役職
学識経験者	うおずみ ひろひさ 魚住 弘久	千葉大学法経学部准教授 (平成20年度から参加)
住民の代表者	おおと ゆうこ 大戸 優子	いちはら福祉ネット所長
住民の代表者	おおにし まさこ 大西 優子	環境パートナーシップちばアドバイザー
住民の代表者	おち くにこ 越智 邦子	(公募委員)主婦
住民の代表者	さとう はるくに 佐藤 晴邦	日本労働組合総連合会千葉県連合会 副会長
住民の代表者	なかや やすてる 中谷 恭光	(公募委員)無職
住民の代表者	みつのぶ ただひこ 光延 忠彦	(公募委員)団体研究員